

## 廿日市市上下水道事業経営審議会設置要綱

### (設置)

第1条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）における経営の健全化に資するため、廿日市市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 上下水道事業における経営計画等の策定に関する助言・提案及び策定後の進捗状況の点検・評価
- (2) 上下水道事業の経営状況に関する点検・評価
- (3) 上下水道事業における料金及び使用料の検討・提案
- (4) その他上下水道事業の経営に関し市長が必要と認める事項の検討及び助言・提案

### (組織)

第3条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局業務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。